

浦添市美術館の撮影に関する取扱要綱

令和6年3月5日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦添市美術館（以下「美術館」という。）の敷地内の撮影に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 撮影 カメラ等の撮影機器により静止画及び動画を記録する行為をいう。
- (2) 個人利用 個人による記念撮影など、撮影を行う個人のみが利用することを目的に撮影を行うこと。
- (3) 個人利用以外 書籍、雑誌その他の出版物への掲載又は映画、テレビその他の目的により公衆に放送する用など不特定多数の者の目に触れること（教育目的での利用及び個人のSNSでの配信を除く。）を目的とした撮影を行うこと。

(撮影範囲)

第3条 美術館の敷地内における撮影については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人利用の撮影を行おうとする者 次に定める場所で撮影を行うときは浦添市美術館指定管理者（以下「指定管理者」という。）に撮影許可の申請をしなければならない。
 - ア 企画展示室
 - イ 展示室廊下
 - ウ 講堂
- (2) 個人利用以外の撮影を行おうとする者 撮影する場所にかかわらず指定管理者に撮影許可の申請をしなければならない。

2 前項に規定する申請は、撮影希望日の2週間前までに浦添市美術館施設等撮影申請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、撮影の対象となるものが教育委員会主催以外の展示の場合は、主催者の許可を必要とし、指定管理者への申請は不要とする。

(撮影許可等の通知)

第4条 指定管理者は、前条第2項に規定する申請があったときは、これを審査し、撮影の可否を浦添市美術館施設等撮影許可等通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(撮影の不許可)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、撮影を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる場合

- (2) 美術館の事業運営に支障があると認められる場合
- (3) 美術館の作品や設備等に悪影響を及ぼす恐れがあると認められる場合
- (4) 過去に許可条件に違反する事実があると認められた場合
- (5) その他、許可することが適当でないと認められる場合

(遵守事項)

第6条 撮影を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影目的等の範囲内で撮影するものとし、指定管理者の指示に従うこと。
- (2) 撮影を禁止する表示のある作品等は、撮影しないこと。
- (3) フラッシュ、一脚、三脚及び自撮り棒その他の撮影を補助する機材を使用しないこと。
- (4) 同じ場所での長時間による撮影その他観覧者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 撮影時に他者への事故、器物の破損などを起こした場合は補償をすること。
- (6) 成果物には、クレジットとして「撮影協力：浦添市美術館」と明記し、1部を美術館へ提供すること。
- (7) 成果物が商標登録されることにより、美術館の所有権を侵害することがないようにすること。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、撮影を行う者が前条の規定に違反した場合は、直ちに撮影及び成果物の利用を中止させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。